平成２４年（フ）第１５８９号
埼玉県川口市大字芝3918番地の７　ミヤハウス201号、旧住所埼玉県川口市芝下３丁目45番27号　ベルハイツ103号
債務者　和賀井洋一
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６０５号
さいたま市見沼区大字小深作507番地２
債務者　田口　　茜
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６３１号
埼玉県上尾市大字原市4037番地１　カーサアザレア201、旧住所埼玉県上尾市大字原市3999番地４
債務者　高橋　重保
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６３２号
埼玉県戸田市早瀬２丁目19番11号　松原ビル513号室、旧住所埼玉県戸田市早瀬２丁目19番11号　松原ビル509号室
債務者　西嶋　　博
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６３９号
さいたま市緑区大字中尾1511番地１　エステートピア東浦和105号室
債務者　檜森　洋子
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６５４号
埼玉県鴻巣市すみれ野９番地８　201号室エヴァ
債務者　加藤　紀秀
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８６７号
東京都東村山市萩山町１丁目27番地11コーポヤシロ203
債務者　芳井　孝一（旧姓吉田）
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月17日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２６０号
釧路市美原５丁目６番234号　美原団地Ｄ18―0234号室
債務者　橘　　妙仰
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月23日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１１７０号
東京都昭島市拝島町３丁目11番７―1012号
債務者　原　　順一
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２１８８号
横浜市金沢区高舟台２丁目６番17号
債務者　豊島　　弘
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３８４号
横浜市金沢区能見台４丁目４番地21　いこいの街Ｃ棟401号
債務者　下津　啓誠
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４６２号
横浜市緑区長津田みなみ台７丁目33番地15上の原グリーンハイツ７棟501号
債務者　村山フロリダこと　サンチェス　フロリダ　デレパス
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４６４号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸２丁目10番２―404号
債務者　東　　幸子
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４６８号
横浜市泉区和泉町7419番地１　ひなた山ハイツ103号
債務者　明井大三郎
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４６９号
横浜市港北区日吉２丁目29番11号
債務者　今里亜有美
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４７０号
横浜市神奈川区西神奈川１丁目13番地５イーグル東神奈川603号
債務者　中川原雄一
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部